

群馬県ふくし総合相談支援事業
今後のあり方について
提 言 書

令和4年1月

群馬県ふくし総合相談支援事業あり方検討会

－ はじめに －

平成 28 年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を実施することが法律上の責務となり、主に社会福祉法人で構成される 16 の県域団体で組織する群馬県社会福祉法人連絡会での協議を経て、本責務を全うしていくための 1 つのしくみとして、「群馬県ふくし総合相談支援事業」が創設されました。

その具体的な取り組み内容は、①住民の生活や福祉に関する総合相談支援として、参加社会福祉法人は、「なんでも福祉相談員」を兼任配置し、分野を問わず生活や福祉に関する相談を受け止め、自法人・施設で対応できない相談については、本事業のネットワークを活用して適切な支援先へとつなげ、これまで相談できなかった人々への支援の輪を創ることを目指す取り組み。②地域ネットワーク体制づくりとして、本事業を通じて地域でのネットワーク形成に取り組み、各地域のネットワーク内で協力し、法人単独では解決できなかった困りごとに対して、チームとして解決に向けた支援を目指す。というものでした。

しかしながら、事業創設 3 年を経過した時点で参加法人 183 法人と会員数は伸び悩み、令和 3 年度に実施したアンケートでは、①本事業に参加して「地域における公益的な取組」を実施する必要がない、②「なんでも福祉相談員」として受ける相談がほとんどない、③地域内や別事業種別との連携が出来ていない、④事業が地域や関係者に浸透していない、⑤既存の相談事業等との重複が生じているという厳しい意見が寄せられ、改善すべき点が多々あることが判明しました。

こうした状況を踏まえ、なんでも福祉相談員の代表からなる「群馬県ふくし総合相談支援事業あり方検討会」を設置し、本事業に求められている姿、進むべき方向性について検討を重ね、とりまとめましたので、本書のとおり提言いたします。

群馬県ふくし総合相談支援事業あり方検討会

座長 北爪 克洋

副座長 山田 剛

1. 検討会としての提言

本検討会での結果を取りまとめたので、次のとおり提言する。

— 提 言 —

提言 1 相談窓口としての役割や位置づけの明確化

地域住民や関係機関に対する事業周知及び事業理解の促進を図るには、事業の役割や位置づけを明確にし、なんでも福祉相談員間での事業に対する意思統一を図る事が重要となる。

なんでも福祉相談員が地域ニーズをキャッチする役割を担い、単なる相談事業ではなく、困っている人が支援機関に繋がるための仕組みとして、本事業を位置づける事が望ましい。

提言 2 事業参加形態の多様化

事業効果を高めるためには、事業参加者の特性を活かしながら事業を実施する事が重要となる。

特に、市町村社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人や機関との協働を通じて地域の最前線で活動している事から、コーディネーター（仮称）として事業参加する事が望ましい。

提言 3 事業運営体制の整備

ネットワークの構築や事業周知等の課題解決に向けた取り組みを行っていくには、現場（なんでも福祉相談員）の意見を取り入れた事業展開を行う事が重要となる。

事業ごとに部会（委員会）を設置し、なんでも福祉相談員が事業運営に参画する事が望ましい。

なお、初年度は、あり方検討会の委員で各部会（委員会）を設置し、事業の企画・運営を行い、その後、事業協力員（仮称）を公募 又は 地区ごとに選出し、事業協力員が中心となり事業の企画・運営を行う事が望ましい。

2. 検討経過

本検討会において、事業課題を整理した上で、今後の事業展開や新規事業案について検討を行った事から次のとおり報告する。

(1) 開催状況

No.	開催日	内 容
第1回	令和3年7月29日	現状と課題について
第2回	令和3年8月23日	事業の整理と今後の事業展開について
第3回	令和3年10月4日	今後の事業展開について
第4回	令和3年10月25日	会員相互及び関係機関との連携強化と事業の普及・啓発について
第5回	令和3年12月3日	提言書について

(2) 事業課題の整理と今後の事業展開について

【1】相談窓口としての役割や位置づけが不明確

⇒ 困っている人が支援機関等に繋がるための仕組みとして、「なんでも福祉相談」を位置づける。

【2】ネットワークの構築ができていない

⇒ 地区別連絡会議の機能強化を図る
⇒ 法人連絡会、重層的支援体制整備事業等との連携を行う

【3】事業周知が不十分、相談件数が少ない

⇒ 民生委員等、地域関係者への周知、チラシの全戸配布等を実施する
⇒ 若年層へのアプローチとしてLINEなどSNSを活用する
⇒ 出張相談会の実施

【4】相談員へのフォローが不十分

⇒ 相談フローチャートの作成・マニュアルの改訂を行う

【5】相談報告が負担

⇒ Google フォーム等の活用により報告の簡略化を図る

【6】相談事業以外への支援

⇒ 地域貢献推進事業（助成金事業）の活用促進を行う
⇒ スケールメリットを活かした事業の展開を行う

(3) 新規事業案について

■あり方検討会で協議された新規事業案

①出張相談会の実施

⇒ショッピングモールやイベント等にブースを出展

②なんでも福祉相談員サロン

⇒なんでも福祉相談員同士が日頃の活動状況や仕事やプライベートな悩み等を話せる場を作る

③なんでも福祉相談員資源カード

⇒なんでも福祉相談員が所属する施設の概要や公益的な取り組みの実施内容、相談員の特徴（得意分野等）を記載した資源カードを作成し、活用する。

④拡大地区別連絡会議

⇒保健福祉事務所や民生委員等の関係者を参集した連絡会議を開催し、相互理解とネットワークの構築を図る。

⑤法人連絡会との連携

⇒法人連絡会との連携を図るため、法人連絡会の中になんでも福祉相談の部門を設け、実施状況に応じて事業委託費（事務費）を助成

⑥広報物の作成

◆対象者を絞った広報物の作成

<期待される効果>

- ・対象者に情報が届きやすい

<例>

- ・民生委員児童委員向けのチラシ
- ・若年層向けの広告（インスタグラム等の SNS）

◆不特定多数に対する広報物の作成

<期待される効果>

- ・繰り返し実施する事で、認知度の向上や定着につながる
- ・今まで想定していなかった人に情報が届く

<例>

- ・新聞、ラジオ、広告付き商品、全戸配布用チラシ 等

【構成団体・委員】

No.	所 属	氏 名	備 考
1	群馬県市町村社会福祉協議会会長会	山田 剛	副座長
2	群馬県社会福祉法人経営者協議会	南川 基治	
3	群馬県身体障害者施設協議会	中曾根 隆久	
4	群馬県知的障害者福祉協会	下山 雄二	
5	群馬県精神障害者社会復帰協議会	戸塚 和幸	
6	群馬県社会就労センター協議会	荒井 一美	
7	群馬県救護施設協議会	岡部 和義	
8	群馬県福祉医療施設連絡会	池田 瑞保	
9	群馬県老人福祉施設協議会	今井 亮一	
10	群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会	井野 由美	
11	群馬県保育協議会	津久井 健太	
12	群馬県児童養護施設連絡協議会	武井 望	
13	群馬県乳児福祉協議会	品川 由美	
14	群馬県母子生活支援施設協議会	内藤 浩一郎	
15	ぐんま子育て支援センター連絡会	市川 いづみ	
16	東京福祉大学社会福祉学部社会福祉学科	北爪 克洋	座 長